

常総市外国語指導助手派遣業務委託 公募型プロポーザル方式実施要領

1 趣旨

この実施要領は、常総市外国語指導助手派遣業務に係る委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の目的

本市では、小中学校での外国語活動及び外国語科授業において教員が行う児童・生徒への指導を支援するため、11名の外国語指導助手の派遣を委託事業者から受けているが、今般、外国語活動のない小学1・2年生の低学年へも日常的な学校生活の中で英語に触れる機会を設けることとし、新たに5名の外国語指導助手の派遣を委託することとする。

これによって、低学年から高学年までの発達に応じて系統的・段階的に学習成果を高められる環境を整え、日本語とは異なる音声や表現に慣れ親しむとともに、身近で簡単な事柄について英語で伝える力を身に付けられるようにすることを目的とする。

3 業務の内容

(1) 業務名

常総市外国語指導助手派遣業務委託

(2) 業務の内容

別紙「常総市外国語指導助手派遣業務委託契約仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで（7箇月）

(4) 見積上限額

21,574,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 常総市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成10年水海道市告示第28号）の規定による指名停止を現に受けていない者及び国又は他の地方公共団体が行う競争入札への参加が停止されていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをし

た者にあつては、更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、再生手続開始の決定を受けたものであること。

- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 常総市暴力団排除条例（平成24年常総市条例第4号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく労働者派遣事業の許可を受けている者であつて、外国語指導助手その他外国語講師の派遣に係る実績を有するものであること。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。

5 プロポーザルへの参加の手続

(1) スケジュール

No.	内容	期日	備考
1	募集の開始（公示の日）	令和8年5月20日	ホームページ
2	質問の受付期限	令和8年5月29日	電子メール
3	質問の回答	令和8年6月5日	電子メール
4	企画提案書等の提出期限	令和8年6月18日	郵送又は持参
5	1次審査（書類審査）	令和8年6月22日	
6	1次審査の結果通知	令和8年6月23日	郵送及び電子メール
7	2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年7月1日	
8	2次審査の結果通知	令和8年7月2日	郵送及び電子メール
9	契約交渉期間	令和8年7月中	
10	派遣開始	令和8年9月1日	

(2) 説明会

プロポーザルの実施及び業務の内容に関する説明会は、行わない。

(3) 質問の期限，方法等

プロポーザルの実施又は業務の内容に関して不明な点がある場合は、次により質問することができる。

ア 質問の期限

前記のスケジュールに定める日の業務終了時間までとする。

イ 質問の方法

質問事項をまとめたファイルを添付し、又は質問事項を明記した電子メール

の送信による。

ウ 質問の提出先

後掲の事務局の電子メールアドレスとする。

エ 回答方法

前記のスケジュールに定める日において、各々から受けた質問事項について一括して電子メールにより回答する。

(4) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を前記のスケジュールに定める期限までに事務局へ郵送又は持参により提出するものとする。

提出する部数は、2部とする。社判等を押印する場合は、1部を原本とし、その写しを1部とする。

1	会社概要及び受託実績（本業務に類似する業務を含む。）
2	企画提案書（外国語指導助手の人材確保・研修・労務管理・危機管理等に係る体制，本業務での効果を高める具体的提案，今後の拡充策の提案）
3	見積書

備考

ア いずれも任意の様式により作成すること。

イ 作成及び提出に要する費用は、これを提出しようとする者の負担とし、提出された企画提案書等は、返却しない。

ウ 見積書は、常総市外国語指導助手派遣業務委託契約仕様書に基づいた見積金額を記載すること。

6 選定方法等

(1) 審査委員会

プロポーザルによる選定は、教職員で構成する審査委員会において、1次審査及び2次審査を経て優先交渉権者を決定する。

(2) 1次審査

1次審査は、提出された企画提案書等による審査とし、公募に係る条件を満たす者を選定する。この場合において、参加した者が1者であっても審査を行うものとする。ただし、公募に係る条件を満たす者が6者以上あるときは、審査基準に基づく評価により上位5者を選定する。

審査の結果については、前記のスケジュールに定める日に郵送及び電子メールにより通知する。

(3) 2次審査

2次審査は、プレゼンテーション及びこれに対するヒアリングによる審査とし、

審査基準に基づく評価により最上位の者を優先交渉権者とし、第2位の者を次点交渉権者として決定する。ただし、評価の結果（合計点数）が6割を超える者のうちから選定するものとし、6割を超える者が1者もない場合は選定しない。

ア 開催日及び会場

前記のスケジュールに定める日に、市庁舎会議室において行う。

イ プレゼンテーション及びヒアリング

出席者は3人以内とし、プレゼンテーションを20分以内で行い、これに対するヒアリングを10分程度行う。

ウ 機器等

プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル及び電源は、事務局が用意する。

エ 結果の通知

審査の結果については、前記のスケジュールに定める日に郵送及び電子メールにより通知する。

(4) 失格要件

参加者が次のいずれかに該当する場合は、選定結果等にかかわらず、既に決定した事項を取り消し、失格とする。

ア 「4 参加資格」に掲げる要件を満たさなくなった場合

イ 見積金額が見積上限額を超えた場合

ウ 企画提案書等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合

エ 審査の公平性を害する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

オ 事業者が契約を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会が失格と認めた場合

カ 企画提案に関して著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

7 その他

(1) 常総市情報公開条例（平成13年条例第17号）による公開請求があった場合は、同条例の規定に基づいて常総市が保有する企画提案書等の全部又は一部を公開することがある。

(2) 企画提案書等の提出後にプロポーザルへの参加を辞退しようとするときは、任意の様式による辞退届を事務局へ提出すること。

8 事務局

プロポーザルの事務局となる担当部署は、次のとおりとする。

(1) 部 署 名 常総市教育委員会指導課（担当 菱沼）

- (2) 所在地 〒300-2793
常総市新石下4310番地1 (常総市役所石下庁舎内)
- (3) 電話番号 0297-44-6345
- (4) ファクシミリ 0297-44-7646
- (5) 電子メール kyouishido@city.joso.lg.jp
- (6) 業務時間 午前8時30分から午後5時15分まで